

令和4年度 第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議録

1 開催日時 令和5年3月16日(木)

2 開催場所 市庁舎3階会議室

3 出席者 (1) いじめ問題対策委員

委員 麻生博子

委員 片岡洋子

委員 高橋馨

委員 堺淑子

委員 前田泰宏

(2) 教育委員会

教育長 小熊隆

学校教育部長 菅原優

学校教育部次長 蓮一臣

(3) 事務局

本間指導課長 小野指導主事 河村指導主事

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 令和4年度いじめアンケートについて【公開】

議題2 習志野市いじめ防止基本方針【公開】

議題3 重大事態の報告について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を扱うことから非公開とする。

5 傍聴者数

2名

6 議事

開会

(事務局：河村) 当会議は「習志野市いじめ問題対策委員会設置条例」第8条のとおり、教育委員会の附属機関として設置されている。前回の会議において委員長は片岡委員、副委員長は高橋委員を選任している。片岡委員長に進行をお願いする。

(片岡委員長) これより「令和4年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会」の会議を開会する。本会議は規定によって、委員過半数以上の出席が成立要件となっており、ただいまの出席委員は5名である。よって、本会議は成立する。ここで、教育長から御挨拶したい旨の依頼があったので、御挨拶をお願いする。

(教育長) 皆様こんにちは。昨年から引き続き委員の皆様には習志野市のいじめ問題対策に関しまして、大変お世話になっている。いじめの問題は児童生徒に大変つらい問題であり、絶対になくさなければいけない問題である。市内を見ても、そういう思いをさせている件がある。習志野市といたしましては、児童生徒にいじめは絶対にしてはならないという認識を持たせ、全ての児童生徒が安心して学校に通い、学校生活が送れるよう、いじめ問題解決に向けて取り組んでいく。本日は習志野市の現状を報告するとともに、いじめの未然防止、早期発見のための方策について、委員の皆様の幅広い視点から御意見いただき御指導をいただければと思う。

次第1

(片岡委員長) 次に日程第1、会議の公開について本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、日程第4議題3に関しては「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項」であることから非公開としたいと思う。御異議あるか。

(委員) (異議なし)。

(片岡委員長) 異議なしと認め、日程第4議題3に関しては非公開とする。また傍聴者につきましては、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようお願いする。非公開となった場合は、指示に従っていただく。

次第2

(片岡委員長) 次に日程の第2、会議録の作成等についてお諮りする。会議録につきましては、要点筆記とし、会議名、開催日、開催場所、出席者氏名、審議事項。会議内容発言委員名及び、所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したい。これにご異議はないか。

(委員) (異議なし)

次第3

異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。次に日程第3、会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成にあたって、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を私から指名させていただきたいが、ご異議ないか。

(委員) (異議なし)

(片岡委員長) 異議なしと認める。それでは、堺委員を指名する。

次第4

(片岡委員長) 日程第4の議題として議題1、令和4年度いじめアンケート集計結果について説明を求める。

(事務局：本間指導課長) 令和4年度2学期いじめアンケートの集計結果と考察について、概要版を中心に報告する。全体の認知件数は1学期より240件減少している。いじめの内容として、小中学校ともに、「からかい等」が一番多い結果となっている。ほぼすべての項目において、1学期より認知件数は減っているが、中学校では暴力、無理強いスマートフォンメールが増えている。スマートフォン、メールについては、情報モラル教育の継続と保護者へのさらなる啓発が必要であるととらえている。相談について説明する。小学校の結果は、昨年度の同時期の2学期と比較すると、いじめが認知された児童生徒の中で、全体の66%がアンケート集計時に相談をしている。1学期は68%だった。昨年度の同じ時期との比較では、認知件数は109件の増。相談する児童の割合は3%減。中学生では、いじめが認知された生徒の78%が相談をしている。昨年度と比較をすると、相談した生徒の割合が大きく増えている。中学2年生に関しては、認知のある生徒は全員相談をしている。学校ではいじめアンケートを行った後、小学校、中学校ともに全児童生徒と個別の教育相談を行う時間を確保し、相談を行っている。いじめが認知された児童生徒が相談していない理由としては、小中学生ともに、「誰に相談するかわからなかった」という理由が多く挙がっている。小学生では、その70%が低学年の児童である。中学生では、すべてが1年生だった。この結果から、学校生活期間が短く、相談できる教職員、スクールカウンセラー等を知らないことが考えられる。小学校低学年や中学校1年生に対しては、休み時間や給食時間などに、スクールカウンセラーや教育相談員が学級を訪問するなど、顔を合わせ、その存在を周知することが必要であると考え。このことを踏まえ、3学期には、個別の教育相談の中で、教育委員会が作成した相談窓口のリーフレットを配布した。また、今年度から導入された匿名メール相談、ウェブアプリでは、一定数のいじめやその他の相談がある。その中には人間関係のトラブルに発生する可能性があるメールもある。トラブルを未然に防ぐことと相談窓口を広げるために、匿名メール相談、ウェブアプリの活用を継続していく。2学期に認知されたいじめの解消状況としては、アンケート実施時点で小学校では約72%、中学校では約69%が解消または大体解消している。一方で、アンケート実施時に続いていると回答した児童生徒もいる。学校ではいじめアンケート実施時に、いじめが続いていると回答した児童生徒に関しては、本人や加害者からの聞き取りを行い、解決に向けての指導を行っている。また、指導を行った後も定期的な教育相談を行い、本人の気持ちに寄り添い、見守りを行っている。結果から見た課題についてお伝えする。1点目は、相談していない、相談する相手がわからないと答えた児童生徒が依然として存在することについてである。1学期の結果を受けて匿名メール相談WEBアプリの活用といじめ傍観者教育の実施を行っている。その中で匿名相談WEBアプリでは、アンケートに書けないが、匿名だから相談できたという例があった。WEBアプリが窓口を広げて

いることがわかる事例である。また、各校では道徳、学級活動、集会等の時間に、いじめ傍観者教育を実施した。自分だったらどうするかを考えさせる資料を活用している。

課題としては匿名メール相談 WEB アプリや各種相談窓口への相談件数は、記名式アンケートには反映されていない点が挙げられる。また、いじめ傍観者教育を行っているが。年間の実施回数が少ないということが挙げられる。2点目は、いじめの内容については、からかい等がどの学年でも多いことについてである。それに対しては、いじめは誰にでも起きる可能性のあるもの、絶対に見過ごしてはいけない行為であることの啓発を行うこと、児童会や生徒会を中心としたいじめ防止の取り組みを行うことを挙げている。いじめの対応は、からかい等が多いことは1学期から変わっていない。一方、認知件数が減少している。年間予定にいじめ防止活動を位置付け、児童会、生徒会活動を行っている学校がある。からかい等が減らないことに対しては、加害が疑われる児童生徒の背景にある気持ちを理解し、からかいや暴力行為を行うのではなく、上手に相手に伝える方法等の指導が必要であるととらえる。また、いじめについては、重点期間のみの取組となっていけないことが課題となる。いじめゼロに向けて、教職員の気づきを高め、組織で解決に当たる体制づくりを推進するのは、学校管理職である。そのために、喫緊の事例を知り、自分事としてとらえ、よりよい方策を考えていくことが重要である。教育委員会では、スライドにあるように、いじめ問題に対する啓発、危機管理能力を高める情報発信を管理職に対して行っている。2番、3番の内容については、生徒指導主任会議でも周知を図っている。

以上を踏まえ、3学期に教育委員会が取り組むことを3点とした。1点目は、匿名メール相談 WEB アプリの活用の継続です。1月に、アプリも含めた相談窓口全般のリーフレットを各学校に配布し、活用を図っている。2点目は、からかい等が多いことから、複数職員による組織的な初期対応を徹底していく。小さなサインに大きな問題と言われる。いじめの大小にかかわらず、最悪を想定した上で、集約担当による状況把握、校内への確実な情報共有ができるよう、毎月の生徒指導主任会議、1月の校長会議、2月、3月の生徒指導訪問等で周知をした。3点目は、児童生徒が主体となって行ういじめ防止活動の取り組みを調査集約し、実践例をまとめ、各校に紹介し、啓発活動を推進する。各学校が取り組む内容です。1点目は、教育相談環境の周知を工夫することである。児童生徒がスクールカウンセラー、養護教諭、教育相談員と接する時間を設け、相談できる環境があることを繰り返し、児童生徒に伝えていく。個別の教育相談の中で、相談窓口のリーフレットを配布し、相談の場があることを改めて、伝えていく。2点目は、困った、助けてといえる環境づくりである。普段の小さなトラブルにおける解決方法として、困った時や悩みがあるときは耐えるのではなく、困った、助けてといえる環境づくりに努める。そのために、児童生徒主体の啓発活動を継続する。3点目は、いじめ防止活動を次年度の年間計画教育計画に位置付け、効果的かつ確実な実践を促す。次年度のいじめ問題対策として、いじめ問題に係る法務相談、ならびに未然防止のための活動を実施する。本市においても、学校の初期対応に起因して重篤化する事案や、SNS等を通じて行われることで、発見が遅れる

事案等がある。教育の専門性だけでは、十分な対応を図ることが難しい状況がある。こうしたことを踏まえ、各学校における初期段階からの適切ないじめ問題への対応を促進するために、次年度から教育委員会内に法務相談体制を構築することとした。千葉県弁護士会から推薦された弁護士に依頼を行い、弁護士による相談、助言を行っていただく。2点目として、いじめへの適切な対応を学ぶ教職員研修を行うこと。3点目として、いじめ根絶に向けた児童生徒に対する出張授業を行う。この3点を、この事業の中で実施する。最後、いじめ撲滅について、指導課として申し上げていることをお伝えする。いじめ撲滅と銘打って取り組む内容は以上となるが、学校で取り組むべき最重要事項について説明する。児童生徒を取り巻く環境は今大きく変化している。便利な世の中になってきたことで、待つことが少ない。また、SNS等の普及により、短い言葉でのやりとりが頻繁に行われるようになってきている。学校で多くの授業時間を過ごすのが授業であり、児童生徒は授業を通して、不快な感情も含めた自分の感情を言語化することを学ぶ。「自分とは異なる価値に触れる」、「問題を解決していく道筋を知る」授業をしっかりと行うことが、差別や不公平を生まない環境を作っていくと考える。大人がお膳立てをしたものをなぞる授業ではなく、児童生徒が自分の言葉を持ち、問題解決に向けて知恵を出し合う授業づくりをより一層推進することで、いじめを許さない心を醸成していく。以上で説明を終了する。

(片岡委員長) それでは、御意見、御質問を伺う。

(塚委員) いじめアンケートは以前、家に持ち帰ってやっていたが、今もそうか。

(事務局：本間指導課長) 今現在もその方法を続けている。今ウェブアプリの方の關係がありますので、今年度については無記名のアンケートの集計を各学校の実態に合わせ、タブレットで集計するというところで活用した学校もあった。

(塚委員) 小中学校はタブレットを使っているが、タブレットを使ってアンケートを配付するのは良いのでは。メールには書けたけど、アンケートには書けないということもあったので、タブレットを使ってはどうか。

(事務局：本間指導課長) 非常に難しいのが、やはり低学年の子供たちがタブレット端末を使い慣れていないことにある。タブレットで無記名式のものを取ったときに、うまく入力されていないというケースもある。できるだけ正確な数やどんなSOSを上げる子がいるのかということを知るためには、低学年の実態を考えると、皆がタブレットを使っているのは少し難しいところがあると考えている。

(塚委員) 確かに低学年は難しいと思う。選ぶ方法だったら良いのではないか。選ぶ方式だったら、できるかなと考える。先ほど誰に相談するかわからないとあったので、そこに例えば人とか養護の先生とか、スクールカウンセラーとか、そこに書いておくことによって、こういう人たちに相談できるとわかるのではないか。

(事務局：本間指導課長) 学校現場のいろいろな声も拾っていくこともあるので、ここからまた早急に動き出していきたいと考える。

(片岡委員長) 匿名相談のWEBアプリは学年としては、小学校5年生以上なのか。

(事務局：本間課長) 5年生以上と中学校が対象となる。

(片岡委員長) 1年生から4年生までは、今までと同様に紙でやっているのか。

(事務局：本間課長) 紙で行っている。匿名相談WEBアプリではなく、メールで総合教育センター宛てに届くものもある。

(片岡委員長) 低学年の場合は、押せば済むような方法であれば、低学年の子供でも声を拾うことができると思う。

(麻生委員) 研修について、組織として動くということでは、管理職は非常に重要だと思う。それはそれでよい。しかし、実際に子供たちと直接接触していくのは担任である。担任が敏感に感じ取ることの研修。その研修があったら良いと思う。組織として動くということであれば、学校現場では学年会などで、気軽に日頃困っていることなどを話し合える場が必要だろう。いろいろ調査という形になると、人は構えてしまう。直接に相談ができる、先生方も声に出すことができるということが非常に重要ではないかを感じる。

(片岡委員長) 先ほど研修については、管理職研修のことは具体的にあったが、他の研修はどうなっているのか。

(事務局：本間課長) 今年度の4月、総合教育センターの教育相談担当の指導主事が小学校、中学校の中で希望があった学校に対して、教育相談研修を行った。それ以外の学校についても、どんなふうに子供と話をしていたら、またはどのように答えていたら受容されていると感ずることができるのかを中心に研修をしている。次年度も早いうちに実施されるように、今総合教育センターと打ち合わせをしている。委員さんにご指摘いただいたように、どのように動いていったらいいのか、担任がどこにどう働きかけていくのか。管理職研修、生徒指導主任会議等で組織づくりについては、指導していく必要があると考えている。次年度、この研修を強化したい。

(片岡委員長) 自分の言葉を持って、伝えられる授業を進めるという考えは素晴らしい。

(塚委員) アサーショントレーニングというものがあり、活用してみても良い。

からかい等が多いというのが、小学校も中学校も一番多い。誰に相談していいか、わからないというのも特に低学年と中学1年生が多い。からかいという行為に対して、言われている方がとても嫌だと思っているが、言っている方はふざけているだけ、いじめだと思っていないなどがよくある。子供たち自身に、いじめとは何かということを法律の定義等に基づいて、伝えておかないとアンケートをとっても、何がいじめに当たるかがわからない。からかいはいじめだと思っていないこともあり得るのではないかと思うが、そのあたりはいかがか。

(事務局：本間課長) 子供たちに向けて、からかい等が法的に許されることではないということを理解させるために、次年度に法務相談事業で授業をしていく。子供たちに向けた授業は、そのような方向で今考えている。1年間にどこまで広げるかということもあるが、この事業を行っていく。人権教室等もありますので、人権擁護委員が行う人権教室につい

ても、指導課の方としては、学校実施を呼びかけていく。

そういったことで子供への理解を深めさせたい。

(片岡委員長) 認知件数が減っていることについてはどのように考えているか。

(事務局：本間課長) 年間を通して、1学期に比べて2学期、3学期と認知件数が減ってきている状況がある。人間関係の慣れというところが大きな要因ととらえる。1学期、子供たちが新しい学級、新しい環境、新しい先生という中で慣れない中、少しずつ人間関係が広がっていく。嫌なことだからやめて欲しい、違うと言えるような環境ができてくる。違う要因があるかもしれない。できるだけ、小さな事やささいなことも一報あげてもらいたい。認知件数の減少をもって、良いこととはとらえていない。

(麻生委員) 子供たちが生活をしていけば、必ずいじめに発展するトラブルは起こりうる。学校という場所は人間関係を学ぶ場所でもあるということ。それを基本に据えておかないと、いじめだけにとらわれてしまうと、支障があるのではないかと思う。人間関係を育む場であるということをもとにしながら、どのように、トラブルと向き合い解決していくのか。お互いに、相手の気持ちを察し、人間関係を深めながら、成長していく。その点を見ていかないといけない。子供達を育てるという意識で、厳しさの中にも温かさのある教育ができればと考える。

(片岡委員長) 令和4年度いじめアンケートにつきましての報告について、皆さんのご意見ご質問が、いろいろあるかと思うが、何かお気づきのことがございましたら、事務局の方にお伝えください。

(片岡委員長) 議題の2 習志野市いじめ防止基本方針について事務局より説明を求める。

(事務局：本間課長) 習志野市いじめ防止基本方針について説明をする。改訂検討の趣旨について申し上げる。習志野市いじめ防止基本方針は、平成27年11月に作成した。このたび文部科学省より、今後の生徒指導の方向性を示す生徒指導提要が改訂されたことから、習志野市いじめ防止基本方針についても見直しを図ることが必要であると考えている。改定を検討している事項は以下の6点である。1点目、各学校のいじめ防止基本方針は、すでにホームページで公表されている。市の基本方針に、各学校はホームページに掲載することを改めて明記することを検討している。2点目、未然防止の観点から、各学校が行うべき取り組みや対策、授業について、具体的に明記してよいか検討している。3点目早期発見の観点から、教職員が1人で抱え込むことがないように明記することを検討していく。4点目、各学校がすでに見直しを図っている集約担当を位置づけることについて明記することを検討している。5点目、警察との連携について、より具体的に明記することを検討している。6点目、今年度より重大事態の調査結果概要版を公表しており、そのことを明記していくことを検討している。市いじめ防止基本方針として明記することは、各学校のいじめ防止基本方針にも少なからず影響が出る。見直しを検討している内容は、各学校がすでに取り組んでいることでもある。詳細を明記することで、各学校の実態に合わせ

た創意工夫を制限することに繋がらないよう、配慮することも必要であると考えている。委員の皆様のご意見をお聞きしたい。

（片岡委員長）議題2について、御意見、御質問はいかがか。

（高橋委員）改訂の検討のうち5の警察との連携についての表記について質問する。今までにも、それに関する規定は、あったと思うが今回改訂すべき点で「直ちに」というところがポイントになるのか。

（事務局：本間課長）新旧対照表にあるように、警察への通報など関係機関の皆さんの赤字で、いじめが犯罪行為として、認められる事案については、直ちに警察へ相談・通報を行うということで、具体的に示した。

（高橋委員）速やかにということ。具体的に示したというところでよろしいか。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等とあるが、どういった行為を想定しているか。

（事務局：本間課長）その点については、もう一回検討をしていく。

（片岡委員長）この辺りの記述は生徒指導提要や文部科学省の文章がベースになっていると思うが、習志野市の教育委員会として、どういう考えなのかを明確にするという意味で、検討していけばよいと考える。

（麻生委員）前も警察へ通報など関係機関と速やかに連携するとある。以前の表記でも犯罪行為の場合には速やかにと、とらえて良いのではないか。あえて、ここに表記する必要があるかどうか。なくてもよいのではというふうに私自身は考える。ただ、集約担当の位置付けというのは新しく、組織としてさらにということなので加えた方がよいと考える。未然防止のところだが、法や学校基本方針について学ぶ取り組みというのは、担任が入っていけない部分ではあると思う。ぜひ記載してほしい。後半の部分は、学習の内容と関わってくるので学校や授業者に、任せるという形でよいのではないかと考える。

（片岡委員長）これは脱傍観者教育のことを指している。麻生委員が任せていいのではないかと行ったが、脱傍観者プログラムのことを念頭に置いて、具体的な学習内容を積極的に取り入れるということからこの記載が入ったというふうに理解してよろしいのではないか。

（麻生委員）その後ろに、いじめ防止事業を実施すると記載がある。学習の中で、年間計画に位置づけるというふうに、とらえてよいのか。

（事務局：本間課長）はい。各校で必ずやって欲しい内容ととらえている。

（片岡委員長）先ほど麻生委員さんが発言した、いじめとは何かといういじめの定義ことも入ってくると思う。このような記載をすることが必要なと考える。

これを具体化していくことは、各学校や教育委員会で工夫して行っていくと考える。

議題3から非公開とするので、会議録の公開をしない。議題の3について説明を求める。

次第5

(片岡委員長) それでは、会議次第第5 その他といたしまして事務局から連絡等があればお願いします。

(事務局：河村) いじめ防止基本方針や事例について様々な立場から本日いただいた意見を今後も教育委員会として活かしていく。学校との連携を図るなかで、判断や対応に迷う案件については委員の皆様に、ご教示いただきたい。引き続きお力添えをお願いします。

閉会

(片岡委員長) 本日の日程は、以上である。これをもって、令和4年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を閉会する。委員の皆様においては、長時間にわたり感謝申し上げます。